

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2024年8月23日

野村世界社会的責任投資（愛称）

野村グローバルSRI 100

追加型投信／内外／株式／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

＜照会先＞野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	内外	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし	その他※

※ (FTSE4Good Developed 100 Index)
* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>)
でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2024年7月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：64兆3196億円（2024年6月28日現在）

この目論見書により行なう野村グローバルSRI 100の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年8月22日に関東財務局長に提出しており、2024年8月23日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

野村グローバルSRI 100 信託終了（繰上償還）について

「野村グローバルSRI 100」（以下、「当ファンド」といいます。）につきましては、下記の通り信託終了（繰上償還）の手続きを実施する予定です。

記

当ファンドは、投資信託約款において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、異議申立手続きをもって、受託者と合意のうえ、信託を終了（繰上償還）させることができると規定しています。

現状、当ファンドの受益権の口数が30億口を下回る状態が継続し、今後、このような口数の状態と運用資産額が継続した場合、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、当ファンドの投資信託約款に基づき、信託を終了（繰上償還）することについて異議申立の手続きをとることとしたしました。

信託終了（繰上償還）が成立した場合、当ファンドは2024年11月7日に信託を終了（繰上償還）します。

信託終了（繰上償還）が不成立となった場合、当ファンドは信託を終了（繰上償還）しません。

なお、2024年8月23日以降のお申込みにより取得された受益権および2024年8月22日以前のお申込みにより換金された受益権については、当ファンドの繰上償還に関する異議申立の権利はございません。

また、当該手続きの結果、2024年11月7日に信託を終了（繰上償還）する場合、2024年10月9日以降の取得のお申込み分より、受付を中止いたします。

野村アセットマネジメント株式会社



ファンドの目的・特色

ファンドは、「ESG※を構成銘柄選定の主要な要素とする指数（以下「ESG指数」といいます。）」に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。その詳細については「ファンドの目的・特色」に記載しています。

※ ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

■ ファンドの目的

円換算したFTSE4Good Developed 100 Index（FTSE4Good Developed 100 Indexに日々の為替レートを乗じて得た指数）の動きをとらえる投資成果を目指して運用を行ないます。

■ 対象インデックスの選定理由 ■

FTSE4Good Developed 100 Indexでは、指数構築プロセスにおいて、独自の「ESG選定基準」によるスクリーニング等により、環境・社会・ガバナンスに関するリスクに積極的に取り組む企業群等への投資機会の提供が期待されるため、同指数を当ファンドの対象インデックスに選定しています。

* 同指数の詳細については、「FTSE4Good Developed 100 Indexの構築プロセス」をご参照ください。

■ ファンドの特色

「野村グローバルSRI 100」は、ESGに着目したファンドです。

・ SRIはSocially Responsible Investment（社会的責任投資）のことです。

主要投資対象

FTSE4Good Developed 100 Indexに採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式を実質的な主要投資対象※とします。

※ 「実質的な主要投資対象」とは、「先進国ESG株式インデックスマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。



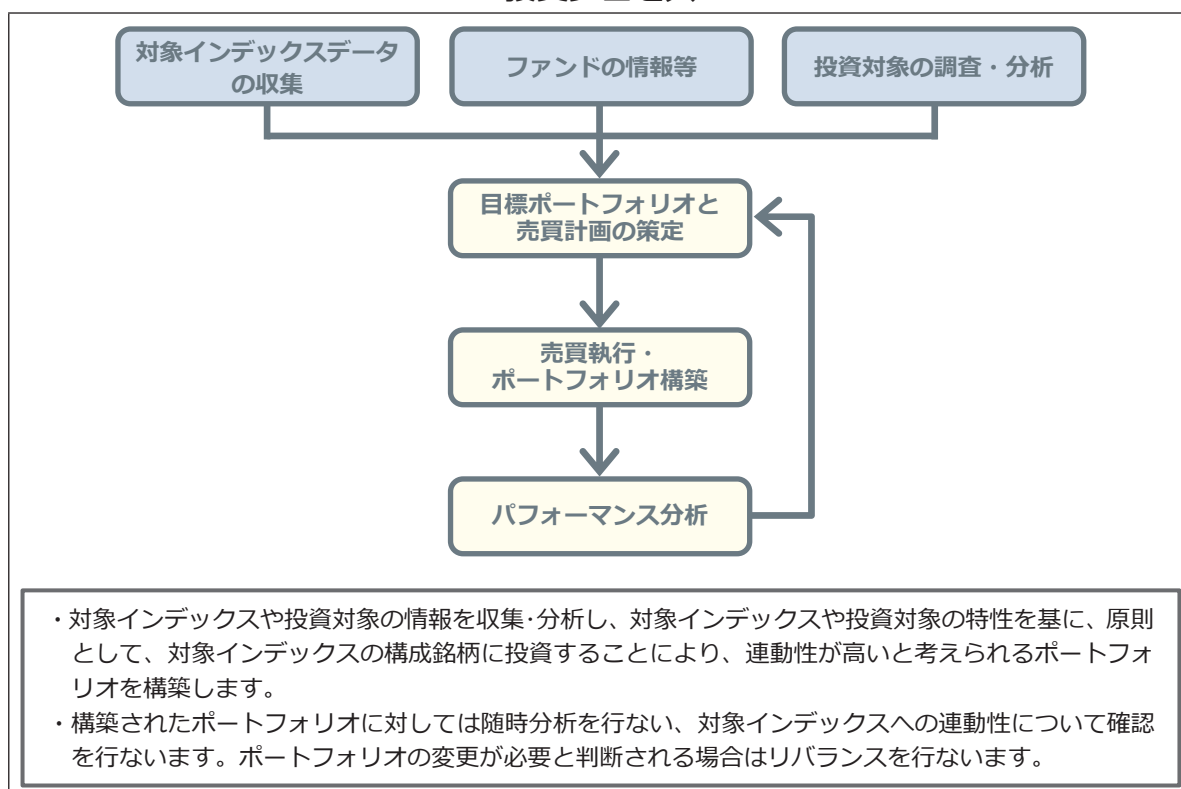
ファンドの目的・特色

投資方針

- 円換算したFTSE4Good Developed 100 Index[※]の動きをとらえる投資成果を目指して運用を行ないます。

※配当込みの指数とします。

■ 投資プロセス ■



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

■ ファンドの組入銘柄 ■

原則として、ファンドは対象インデックスに採用されているまたは採用が決定された銘柄のみに投資を行ないますが、対象インデックスを構成するすべての銘柄は対象インデックスの算出方法に基づき、ESG特性を重視して選定されます。

* ESG指数に連動する投資成果を目指して運用を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。

■ スチュワードシップ方針 ■

野村アセットマネジメントは、議決権行使や建設的な対話（エンゲージメント）といったスチュワードシップ活動を通じて、投資先企業の経営陣がESG課題に係るリスクを管理し、ビジネス機会を追求することに加え、国際的なイニシアティブに基づいた情報開示を行なうよう働きかけます。

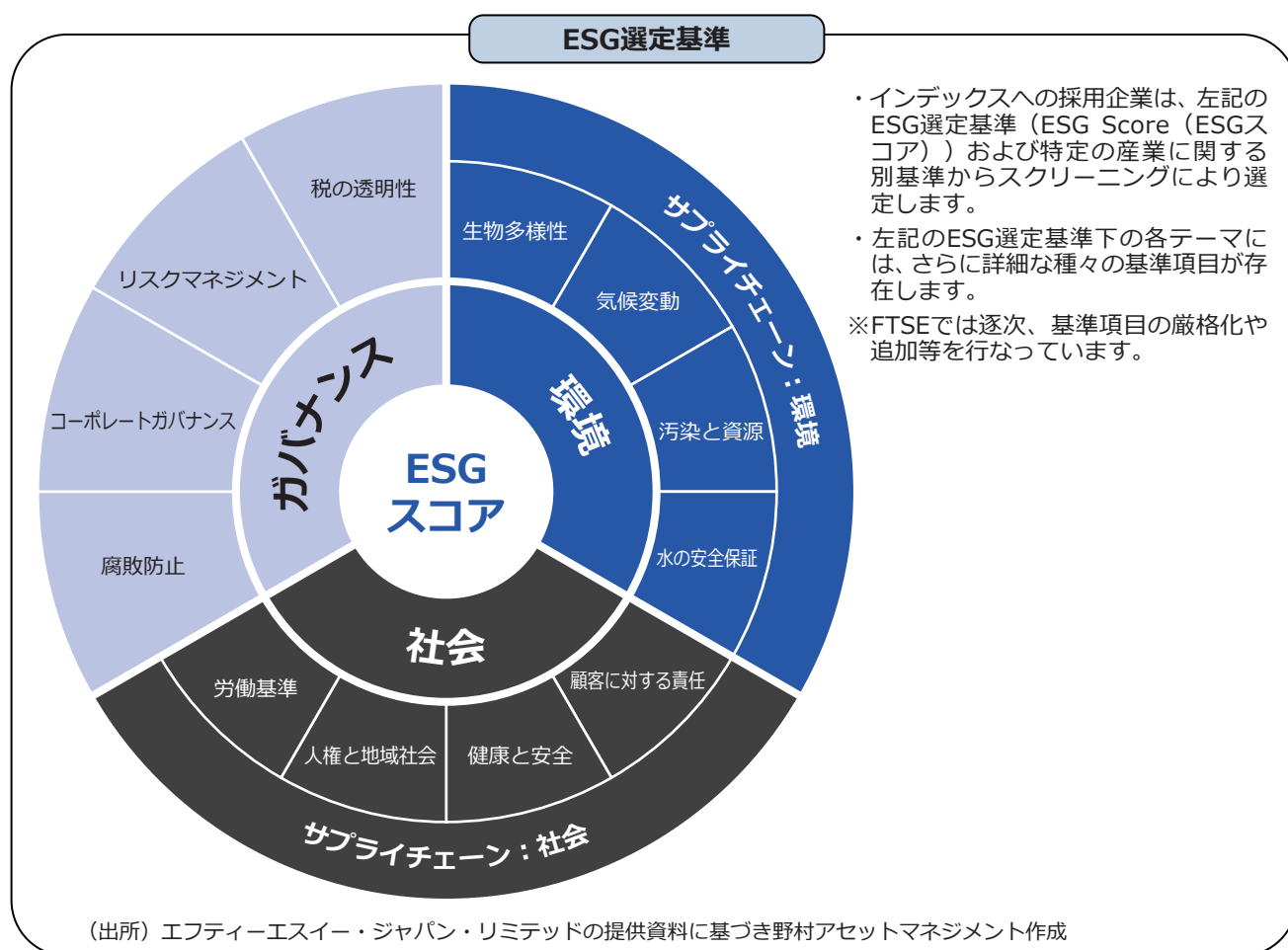


ファンドの目的・特色

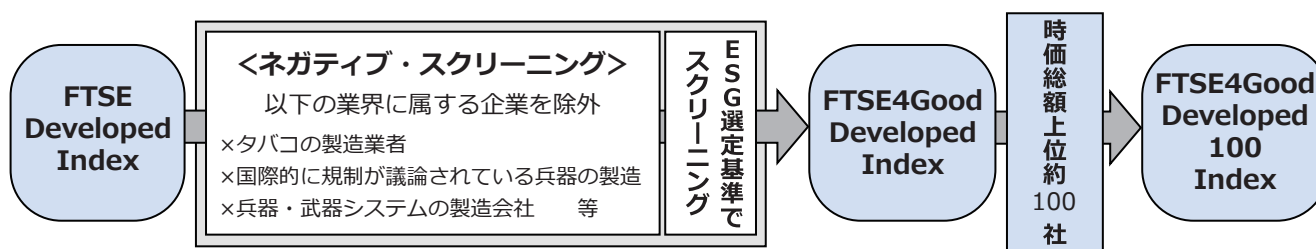
■FTSE4Good Developed 100 Indexについて■

FTSE4Good Developed 100 Indexを含むFTSE4Good Indexシリーズは、世界的に認められかつ受け入れられた「ESG選定基準」に合致する企業を対象とした一連の株式指数です。

- ◆ FTSE4Good Indexシリーズは、FTSE International Limited（「FTSE」といいます。）によって編集・計算・公表されています。
- ◆ インデックスへの採用企業の選定は、FTSEの独立した専門委員会の監督の下、行なわれています。
- ◆ FTSE4Good Developed 100 Indexは、FTSE4Good Indexシリーズの一指数であり、世界の先進国における企業で、ESG選定基準によってスクリーニングされた時価総額上位約100社によって構成されています。



FTSE4Good Developed 100 Indexの構築プロセス



上記は、2024年6月末現在のFTSEの資料等に基づいて野村アセットマネジメントが作成したものです。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

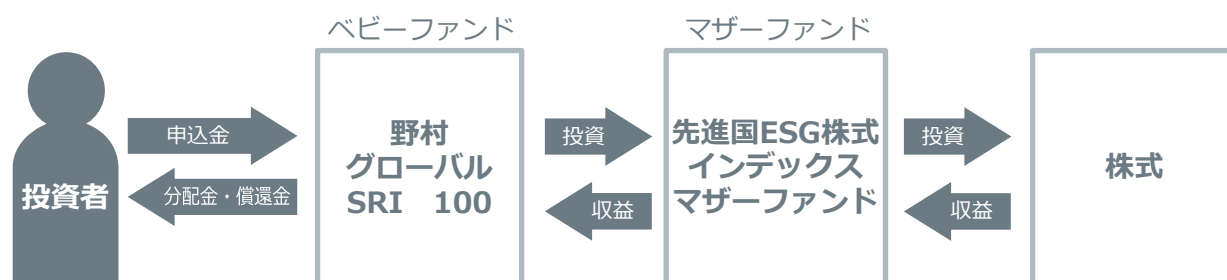


ファンドの目的・特色

■ 指数の著作権等について ■

野村グローバルSRI 100は、FTSE International Limited（以下「FTSE」）、ロンドン証券取引所（以下「取引所」）、（以下総称して「ライセンス供与者」と呼ぶ）のいずれによっても、後援、推薦、販売または販売促進されるものではありません。ライセンス供与者は、FTSE4Good Developed 100 Index（以下、本指数）の使用およびいかなる時点における本指数値の利用から生じるいかなる結果に対しても、明示的か黙示的かを問わず、何ら表明や保証を行うものではありません。本指数はFTSEにより編集、算出されます。ライセンス供与者は本指数の誤差脱漏について何人に対しても責任を負わず（過失の有無を問わず）、かつ本指数の誤差脱漏に関して通知する義務を負いません。FTSE®は、取引所の登録商標であり、ライセンスに基づいてFTSEが使用しています。

- 株式の実質組入比率は高位を保つことを基本としますが、投資対象市場が休場等の場合は組入比率を一時的に引き下げる場合があります。
- 資金の流入に伴う株式の売買にあたっては、原則として株式ポートフォリオにおける時価構成を対象インデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように売買を行ないます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

分配の方針

原則、毎年5月27日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心として分配します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。
ESG投資に関するリスク	ファンドは、実質的にESG指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- ファンドは2024年11月7日に信託を終了（繰上償還）することとなる場合、当該償還の日までの運用においては、委託会社の判断により、償還を念頭に組入れ資産の資金化を図ってまいります。この結果、主要投資対象への投資比率は低下してまいります。
また、信託を終了しないこととなる場合には、少額の運用資産額で運用を継続することが困難なため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。



投資リスク

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

- ※ 流動性リスク管理について

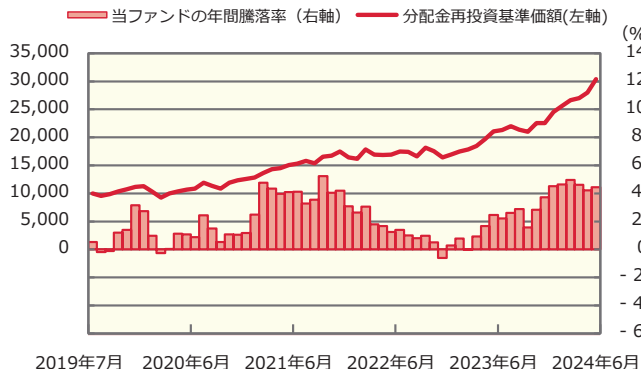
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



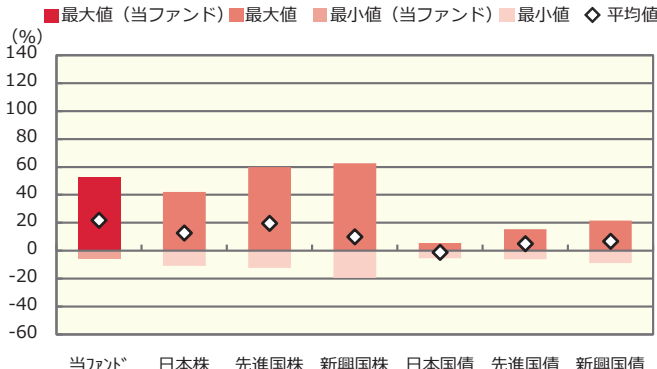
投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2019年7月末～2024年6月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	52.3	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 6.2	△ 10.8	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	21.9	12.7	19.5	10.0	△ 1.2	4.9	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年7月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2019年7月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2019年7月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

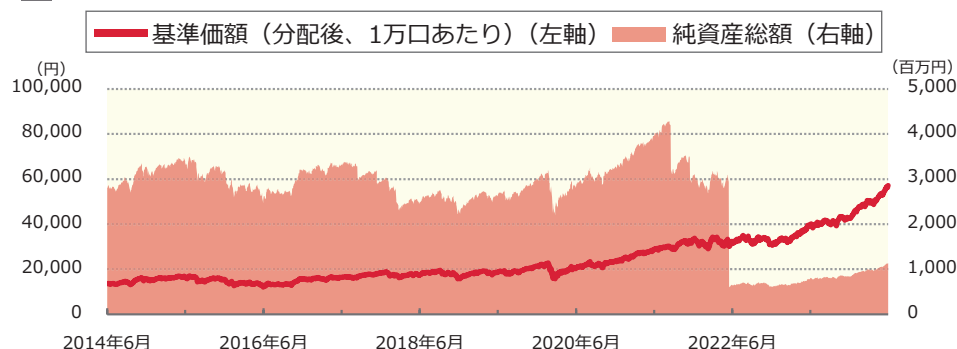
- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2024年6月28日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2024年5月	260 円
2023年5月	180 円
2022年5月	150 円
2021年5月	135 円
2020年5月	95 円
設定来累計	1,725 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

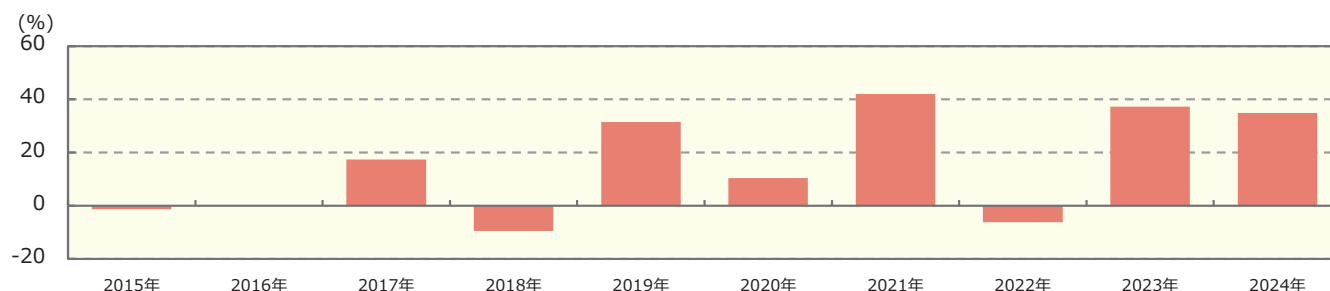
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	10.0
2	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	9.8
3	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	9.2
4	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.1
5	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	3.4
6	ELI LILLY & CO.	医薬品	2.9
7	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2.7
8	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.7
9	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	1.6
10	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	1.6

実質的な国/地域別投資比率 (上位)

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	アメリカ	77.0
2	フランス	3.6
3	イギリス	3.4
4	スイス	3.2
5	日本	2.2

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域进行分类しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位 （購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して5営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換 金 単 位	1口単位または1円単位
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （注）2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。 原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購 入 の 申 込 期 間	2024年8月23日から2024年10月8日まで
換 金 制 限	1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、「ニューヨーク証券取引所」の休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限（2004年5月28日設定） 【信託の終了】 ファンドは2024年11月7日に信託を終了（繰上償還）する予定です。
繰 上 償 還	受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年5月27日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	年1回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）
信 託 金 の 限 度 額	1兆円
公 告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象商品として一般社団法人投資信託協会への届出は行なっておりません。 * 上記は2024年6月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



######



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- * 上記は2024年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	1.06	1.04	0.02

（2023年5月30日～2024年5月27日）

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

